

# 特集 「岩屋湧水」が“平成の名水百選”に認定!

先月開催されました北海道洞爺湖サミットにちなみ、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、「平成の名水百選」が環境省によって選定されました。全国 162 件の応募の中から本村の「岩屋湧水」が、福岡県から唯一選ばれました。

去る6月25日(水)に東京都江東区にある清澄公園の大正記念館において、認定証の交付式があり、鴨下環境大臣のあいさつの後、認定自治体100カ所の代表者に認定書が手渡されました。



▲鴨下環境大臣より高倉村長へ認定書が直接手渡されました



▲全国の自治体関係者や報道関係者で埋め尽くされた会場

## ★「平成の名水百選」選定経緯 .....

環境省では、全国に存在する清澄な水を再発見するとともに、これを広く国民に紹介することを目的として、昭和60年に「名水百選」を選定しました。選定からすでに20年以上が経過しており、この間、選定された名水の地域においては、保全活動が組織的に行われ、名水を核とした地域づくりに取り組んでいる地域も見られます。

一方、水環境を巡る情勢をみると、持続可能な社会の構築が喫緊の課題となっている中で、第3次環境基本計画や21世紀環境立国戦略においても、健全な水環境がもたらす恩恵と人間社会の営みの共生や、水のある暮らしや風景の復権が強く求められています。

環境省では、このような社会情勢の変化も踏まえ、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境の中で、特に、地域住民等による主体的かつ継続的な水環境の保全活動が行われているものを、現在の「名水百選」に加え、平成の名水百選として、選定が行われました。



## ★福岡県の麻生知事を表敬訪問 .....



▲テレビ、ラジオなど各メディアでも紹介されました

去る7月2日(水)、名水百選認定の報告に高倉村長、森山議長、林県議会議員、地域活動団体を代表して宝珠山ほたるを育てる会の一ノ宮会長の4名で、福岡県の麻生知事を表敬訪問しました。高倉村長から小石原焼カップを知事へプレゼントし、汲みたての岩屋湧水を試飲していただきました。また村の観光スポットや小石原焼・棚田米・シイタケなどの特産品も紹介し、自然と歴史・文化にあふれる東峰村の魅力をPRしました。



▲麻生知事からも「おいしい」と一言

岩屋湧水は、JR日田彦山線の彦山駅から筑前岩屋駅の間に位置する釈迦岳トンネル（長さ4,378m）の岩屋駅側坑口より1,752mの地点から湧き出ています。1日の湧水量は約15,000tで、昭和41年から宝珠山地域の簡易水道の貴重な水源として利用され、地域住民の生活に溶け込んでいます。

東峰村では、平成18年12月に「河川をきれいにする条例」を制定したり、9月第1日曜日を環境美化の日に設定するなど、村を挙げて水環境の保全に取り組んでいます。また、湧水周辺では地域住民により美しい自然環境を保全するための地域活動が積極的に行われています。このように今回の名水百選の認定は、水そのものだけでなく、村民の皆さんの熱心な保全活動が行われていた点が大きく評価されています。



岩屋駅周辺では、25年程前から地元住民により、鉄道用地沿いの法面にツツジが植栽され、毎年定期的に草刈りや清掃を行いながら、この美しい景観が保全されています。



日本の棚田百選である竹地区では、平成11年から竹地区棚田景観保全委員会が結成され、田植え体験や稲刈り体験を通じて、都市住民との交流事業を行いながら景観の保全が図られています。



2000年に宝珠山百年の森づくり実行委員会が結成され、湧水の上流域にある村有林に桜やモミジなどの広葉樹を植栽しました。間伐体験や下草刈り体験など、都市住民との交流事業を通じて、森林の持つ水源涵養の大切さを伝えています。



宝珠山はたるを育てる会では、宝珠山川を中心に30年ほど前から、河川の清掃活動をはじめ、ホタルの保護活動を行っています。また、小中学生を対象にホタルの生態を題材にした環境学習を実施するなど、環境保全に対する意識の高揚が図られています。

## ★岩屋湧水活用検討委員会

村では、昨年度に引き続き、村の貴重な地域資源である岩屋湧水の活用について検討するため、「岩屋湧水活用検討委員会」を本年も設置しています。8月5日（火）に第1回目を開催し、来年の3月までに答申をまとめる予定です。水汲み場については利用者の増加に伴い、行政懇談会などを通じ地域住民の方や村外の利用者からも順番待ちのトラブルなどの苦情が村に寄せられています。検討委員会では、現在の施設の問題点も踏まえ、いろいろな角度から検討を行います。



▲釈迦岳トンネルをモチーフにした慰霊碑

## トンネル南側の高台に静かに佇む慰霊碑

釈迦岳トンネルは、1937年に着工。標高844mの釈迦岳の麓を4,378mに渡って貫く難工事で、当時九州一のトンネルでした。1953年に水源近くで落盤事故が発生し、トンネルが完成するまでに、殉職者29名の尊い命が犠牲になっています。岩屋湧水を水源として、宝珠山地域では、昭和41年から水道事業が開始され、村民の生活水準は著しく改善されました。私たちは現在もなお、その恩恵に授かり、安定した水が供給されています。私たち村民は、今日の生活繁栄の陰に、尊い犠牲があったことを将来に渡って忘れることなく、この美しい自然環境を守り、そして後世へ伝えていく使命と責任を果たしていかなければなりません。

## 東峰村 Jr. みらい塾 ～からだで遊ぼう～

7月12日(土)に村民センターにて、東峰村健康づくり総合スポーツクラブ(仮称)設立準備委員会と東峰 Jr. みらい塾との共同開催で、～からだで遊ぼう「コーディネーショントレーニング」教室～を行いました。

コーディネーショントレーニングとは五感で状況を察知し、それを頭で判断し具体的に筋肉を動かすといった一連の動きをスムーズに行う能力を高める運動です。今回は NPO 法人日本コーディネーショントレーニング協会ブロンズライセンスをお持ちの藤木祐一郎先生に講師として来ていただき、1人でできるトレーニングから2人組、みんなでできるもの、ボールを使って行うトレーニングまで様々な運動を教えていただきました。子どもたちはたくさん笑って、たくさん動いて、たくさん汗をかいて「やったあ」「できたあ見て見てー」と思いっきり楽しんでいました。参加した子どもたちからは「またやりたい」「今度はお母さんともやってみたい」という声が聞かれ、保護者の方からも「とても楽しかった」「久しぶりに頭と体を使った運動をして気持ちよかった」との声が聞かれました。



## 第3回 東峰村ときめきバレーボール大会

6月22日(日)村民センターにおいて、第3回東峰村ときめきバレーボール大会を開催しました。今回は4人制ミニソフトバレー部門、4人制ビーチボールバレー部門それぞれ5チームずつ合計10チームの参加があり、どちらの部門も白熱した戦いが繰り広げられました。結果は下記の通りです。

4人制ミニソフトバレー

優勝	ゆうしょうチーム
準優勝	伊東三チーム

4人制ビーチボールバレー

優勝	エーコサンズ
準優勝	タカチャンズ



# ひろば

## 「東峰村人権教育推進協議会」に変わりました

7月4日(金)午後6時より行われた東峰村人権・同和教育推進協議会総会において、名称変更についての協議が行われ、可決されましたので、これまでの「東峰村人権・同和教育推進協議会」という名称から、「東峰村人権教育推進協議会」という名称に変更になりました。名称から“同和”という文言はなくなりましたが、“人権”という言葉の中に同和問題をはじめとするさまざまな問題が含まれています。今後とも、明るく住みよい地域づくりを進めていくためにも、さまざまな場面において、人権教育・啓発に努めてまいりたいと思いますので、村民の皆様もご協力をお願いします。

## 東峰村人権講演会

7月4日(金)午後7時30分より、小石原公民館において東峰村人権教育講演会が行われました。今回の講演では北九州盲学校の教諭にして、アマチュア落語家でもある川崎亭好朝先生をお招きして、「落語で考



える身の回りの人権」と題しまして、ご講演をいただきました。何



気ない日常で見落としてしまいがちな差別や、社会の中でハンディキャップを持つ人などの少数派に対して配慮を欠いた対応をしていることを、盲学校勤務の実体験を元に、時に笑いを交えてとても分かりやすく講演していただきました。会場も先生の話術に引き込まれ、笑い声と深くうなずく声が交互に聞こえていました。明るく住みよい地域づくりのためにも、一人ひとりが身の回りの小さな差別にも気づける人になりましょう。

## 女性学級 「ミニスカーフ・プチ財布作り」



▲講師の太田芳子さん(右)

6月10日(火)、7月14日(月)に学級生でもある小石原の太田芳子さんから、着なくなった着物等をリメイクした「ミニスカーフとプチ財布」の作り方を教えていただきました。作り方は簡単でおしゃれなものができました。作ってみたい方は公民館に型紙、作り方がありますのでお問い合わせください。



## 宝っ子探検隊 ～大豆の種まき～

7月12日(日)に西福井の下郷地区の畑に、宝っ子探検隊のみんなで大豆の種をまきました。固い土に指で穴をほがし、「ちゃんと芽が出ますように」とお願いしながら一粒一粒丁寧にまいていきました。収穫できる日を楽しみに、これからみんなで世話していきたいと思ひます。





# 村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311  
小石原庁舎 74-2311

## 住民福祉課

65～74歳の国民健康保険に加入する世帯主の方へ

### ◆国民健康保険税が年金から徴収されます

65歳から74歳までの世帯主の方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方は、平成20年10月に支給される年金から保険税(2ヶ月分に相当する額)を差し引いて納めていただくこと(特別徴収)になります。

#### ■年金から徴収される方

##### ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること

世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は該当しません

##### ②世帯内の国民健康保険の被保険者である方全員が65歳以上75歳未満であること

【世帯内に65歳未満の方がいる場合】

★65歳未満の国保の被保険者の方がいる場合→該当しません

★65歳未満の方全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合→該当します

【世帯内に75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者がいる場合】

★75歳以上の方が世帯主となっている場合→該当しません

★75歳以上の方が世帯主となっていない場合→該当します

##### ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

年金から保険料を徴収される方は、自ら金融機関へ出向していただく必要がなくなります。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 国保係(電話:74-2311)まで

## 企画振興課

### ◆西鉄バス特別定期券購入者に助成金を交付します

今年度も引き続き、路線バスの利用促進と交通弱者対策及び制度の啓発を目的に、西鉄バスが発行するグランドパス65とエコルカードの購入者に対し、下記のとおり助成金を交付します。

◎助成金交付対象者:村内に居住する65歳以上の高齢者及び学生。

◎助成金の対象となる特別定期券:グランドパス65及びエコルカードで、それぞれ3ヶ月以上の定期券(通用期間開始日が平成20年4月1日以降のもの)。

◎助成金の交付方法:宝珠山庁舎総務課または小石原庁舎企画振興課に申請(申請者は、交付対象者本人又はその家族)。

◎申請に必要なもの:購入した特別定期券の写し、通帳(郵便局は除く)、印鑑。

◎交付申請の期間:平成20年4月1日から翌年3月31日まで。

◎助成金の額:定期券の通用期間が3ヶ月・6ヶ月は、1回2,000円とし、交付は年2回を限度とする。ただし、通用期間が1年のものは、1回4,000円とし、交付は年1回を限度とする。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 企画振興課(電話:74-2311)まで

**■所得の少ない人に対する均等割軽減割合を拡大しました**

保険料の均等割が7割軽減となる方（世帯の被保険者と世帯主の合計の総所得金額等が33万円以下）について、その軽減割合を8.5割（年額7,500円）に拡大しました。

軽減後の保険料の均等割額（年額） 7割軽減 15,280円 → 8.5割軽減 7,500円

すでに7月の保険料算定において実施しております。

**■所得割額の軽減について**

平成19年中の総所得金額等が91万円以下※の方は、所得割額を50%軽減する方向で現在検討しています。

※対象例：公的年金収入のみの場合、年金額が211万円までの方など

決定次第、お伝えします。軽減の対象となる方に対し、あらためて再計算した保険料額変更決定通知書をお届けします。

**■保険料のお支払い方法の変更について**

年金からの保険料徴収（特別徴収）については、次の場合、申し出により、口座振替へ変更できるようになりました。

- ①国民健康保険の被保険者（世帯主）であった方で、保険料（税）を直近2年間、滞納なく確実に納付していた方
- ②年金収入が180万円未満の方で、世帯主又は配偶者の口座から振り替えできる方

**※お手数をおかけしますが、役場住民福祉課の担当窓口で電話等でご確認下さい！**

上記に該当する方で保険料の支払い方法の変更を希望される方は、住民福祉課で手続きが必要となります。

◇ 手続きに必要なもの：被保険者証、金融機関への届出印、通帳

8月15日（金）までに住民福祉課窓口にお申し出下さい。速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行います。ただし、この日を過ぎた場合、事務処理の都合上、10月分の中止手続きに間に合わず、12月分以降の年金から中止させていただくこととなりますのでご了承下さい。

**後期高齢者医療制度加入日の前日において※被用者保険の被扶養者であった方へ**

※被用者保険とは、政府管掌及び組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。

**国民健康保険は該当しません。**

上記に該当する方で9月以前に徴収が開始されている方は、「被扶養者であった」と確認されていない場合があります。その場合は、お手数ですが下記の問い合わせ先までお知らせください。《7月にお届けした保険料額決定通知書をもう一度ご確認ください。》

**■福岡県後期高齢者健康診査について**

7月中旬に福岡県後期高齢者医療広域連合により送付されました健康診査に関する医療機関一覧表に東峰村立診療所が掲載されておりましたが、受診することが出来ませんので、ご了承の程よろしくお願ひします。

なお、送付された医療機関一覧表に掲載されていなくとも、福岡県内であれば、うきは市や嘉麻市等の医療機関でも受診することが出来る場合があります。

詳しくは、役場住民福祉課までお尋ねください。

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 - 2311）まで